

行政情報INDEX

様々な手続きや窓口案内など

 交通・防災 **18**

 子育て・教育 **33**

 届け出・証明 **21**

 生活・環境 **37**

 税金 **24**

 農林・農政 **40**

 保険・年金 **26**

 相談・議会 **41**

 福祉・健康 **29**



広 告



- ・ 建築
- ・ 設計
- ・ 工事
- ・ 監理

(県知事許可2894号)

有限会社 一瀬工務店

代表取締役 一瀬 利秋

〒859-3928 長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷968
TEL/FAX 0957-47-0146


 一般土木
 建設工事




有限会社 東 峰

東彼杵郡東彼杵町三根郷 1363
TEL.0957-46-0461
FAX.0957-46-1434


東彼杵整骨院

受付時間	月	火	水	木	金	土	祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
14:30~19:00	●	●	×	●	●	▲	×

※▲14:30~17:00 ※日曜定休

東彼杵町蔵本郷 1814
TEL0957-46-1818



交通・防災

東彼杵町高齢者タクシー利用券助成事業

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

自ら運転免許証を返納した高齢者や、免許が失効している高齢者、免許証を持たない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出機会を増やすことを目的とします。

対象者

町内に住所を有する75歳以上で、運転免許証を持っていない人、運転免許証が失効している人。

助成額

タクシー券10,000円分を交付(辺地地区に住んでいる方は15,000円分)

※有効期限は、毎年度3月31日まで

東彼杵町高齢者タクシー利用券

交付申請に必要なもの

- ①申請書 役場窓口準備しています。
 - ②窓口に来る人の本人確認ができるもの
(例:健康保険証、介護保険証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ※代理の人が申請する場合、事前に申請者から代理人への委任が必要です。

避難情報

問 総務課 防災交通係 ☎46-0099

集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、どの情報をもとに、どのタイミングで避難をするべきか?それぞれの状況に応じて避難できるよう、災害発生時の危険度と住民の皆様が取るべき行動を5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えします。

警戒レベル	避難情報等	住民の行動
警戒レベル5	災害発生情報	命を守る最善の行動
警戒レベル4	●避難指示(緊急) ●避難勧告	速やかに避難
警戒レベル3	避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等は速やかに避難 他の住民は準備
警戒レベル2	注意報(気象庁)	避難行動の確認
警戒レベル1	早期注意情報(気象庁)	心構えを高める

【防災気象情報】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報 大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。状況が高変することもあります。

広告

お家のキレイも!



換気扇の汚れも!



床のワックス掛け!



エアコンクリーニング!

車のキレイも!



車内清掃に除菌作業をプラス!
ナノガード



くすんだ目が透明感のある輝きによみがえる
ヘッドライトリペア



Keeper PRO SHOP
コーティング技術認定店

住民拠点 SS 緊急発電機設置給油所

災害は突然やってくる! **備えがあれば、暮らしに安心!**

満タンで安心 灯油プラス_α **安心**

有限会社 普賢石油

ビルメンテナンス事業部

☎090-8297-2211

セルフ東そのぎ SS

☎0957-46-0211

〒859-3808 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1752

町では、住民の皆様生命の危険が及ぶと判断した場合、避難勧告などを発令し避難を促します。

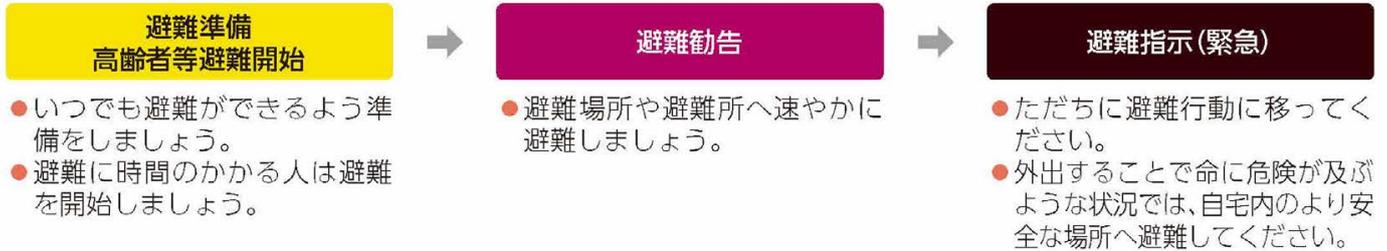
避難を伝える3つの情報

町が発令する避難情報には、以下のものがあります。発令された避難情報はテレビや戸別受信機、携帯電話への緊急速報メールなどを通して皆様にお伝えします。

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予測される場合

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合



※必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
 これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。
 また、避難先は町が開設する避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えましょう。

命を守る避難行動

「避難しよう」と判断するのはあなた自身です。災害はいつでもおとずれることを強く認識してください。早め早めの避難行動が命を守ります。

移動が可能

- 例えば…
- 親戚や知人の家へ
 - 指定避難所、指定緊急避難場所へ
 - 近所の高い建物や鉄筋コンクリートの強固な建物へ



移動が困難

- 例えば…
- 自宅内や近所の高い場所へ
 - 山側(斜面)から離れ、可能であれば建物の二階以上へ



避難所・避難場所一覧

いざというときのために、お近くの「指定緊急避難場所」・「指定避難所」・「福祉避難所」を確認し、災害時に適切な対応ができるよう、備えてください。

- 指定緊急避難場所** 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、その危険から逃れるための施設または場所。
- 指定避難所** 災害が発生した場合において、被災した住民が一時的に滞在し生活するための施設。
- 福祉避難所** 災害時に障がい者や高齢者など、一般の避難所生活で特別な配慮を必要とする人々に配慮した避難所。

指定緊急避難場所

名称	所在地	電話番号	福祉避難所	洪水	土砂災害	高潮	地震	大規模火災	内水氾濫
総合会館	東彼杵町彼杵宿郷706-4	46-0114	☆	○	○	○	○	○	○
旧千綿中学校グラウンド	東彼杵町平似田郷821-1	—		○		○	○	○	○
千綿小学校グラウンド	東彼杵町平似田郷740	47-0821		○		○	○	○	○
彼杵児童体育館	東彼杵町彼杵宿郷501	47-1587			○	○		○	○
彼杵小学校グラウンド	東彼杵町蔵本郷1881	46-0038			○		○	○	
東彼杵中学校グラウンド	東彼杵町蔵本郷1666	46-0049			○		○	○	
旧大楠小学校グラウンド	東彼杵町菅無田郷304	—		○		○	○	○	○
旧音琴小学校グラウンド (ながさき東そのぎ子どもの村小・中学校)	東彼杵町大音琴郷1621	47-9992		○		○	○	○	○
そのぎシーサイド公園	東彼杵町蔵本郷1609-21	—		○	○		○	○	
長崎県農協協東そのぎ支店	東彼杵町三根郷904-1	46-0039				○	○	○	○

指定避難所

名称	所在地	電話番号	福祉避難所
総合会館	東彼杵町彼杵宿郷706-4	46-0114	☆
農村環境改善センター	東彼杵町駄地郷148	47-1111	
旧千綿中学校体育館・校舎	東彼杵町平似田郷821-1	—	
千綿小学校体育館	東彼杵町平似田郷740	47-0821	
千綿児童体育館	東彼杵町駄地郷182	47-1463	
教育センター分室	東彼杵町彼杵宿郷483	46-0705	
農研研修センター	東彼杵町彼杵宿郷483	—	

名称	所在地	電話番号	福祉避難所
彼杵児童体育館	東彼杵町彼杵宿郷501	47-1587	
彼杵小学校体育館	東彼杵町蔵本郷1881	46-0038	
東彼杵中学校体育館	東彼杵町蔵本郷1666	46-0049	
旧大楠小学校体育館・校舎	東彼杵町菅無田郷304	—	
旧音琴小学校体育館・校舎 (ながさき東そのぎ子どもの村小・中学校)	東彼杵町大音琴郷1621	47-9992	
コスモス苑	東彼杵町蕪郷1156-1	46-1132	☆



交通・防災

緊急時の連絡先

火事・けが救急	事件・事故 泥棒・不審者	海上の事件 事故
119番	110番	118番

施設名	電話番号	施設名	電話番号
東彼杵町役場	0957-46-1111	長崎河川国道事務所	095-839-9211
川棚警察署	0956-82-3110	佐世保海上保安部	0956-31-4842
東消防署 東彼出張所	0957-20-1119	長崎地方気象台	095-811-4862
		九州電力(株) 大村配電事業所	0120-986-941

日常の心得

災害は、いつ発生するかわかりません。日頃からの備えが大切です。日頃から気象情報について、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどを通じて把握するよう努めましょう。

東彼杵町からの防災情報

- 東彼杵町では町内の防災情報について配信しています。
- 防災Infoひがしそのぎ
東彼杵町では、屋内で使用する「音声専用別受信機」や「文字表示装置付き戸別受信機」による防災情報等を配信しています。*機器の貸し出しは総務課までお問合せください
携帯電話各社におきましては専用アプリにより情報提供を行っています。
専用アプリは下記URLまたはQRコードよりダウンロードください。
東彼杵町ホームページ→いざという時に→東彼杵町災害・防災アプリ→「防災Infoひがしそのぎ」
<http://www.sonogi.jp/saigai-bousai-shisutemu.html>

東彼杵町「web版」防災ハザードマップ

お持ちのパソコンやスマートフォン、タブレットで、危険区域や避難所等をご確認いただけます。



非常時持ち出し品の準備 & チェック

非常時持ち出し品(例)

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。
事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

防災ラジオ	<input type="checkbox"/> 防災ラジオ <input type="checkbox"/> 電池(多めに用意)	
救急医療品	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> 傷薬 <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> 胃腸薬 <input type="checkbox"/> 風邪薬 <input type="checkbox"/> 鎮痛剤	
貴重品	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 権利証書	
懐中電灯	<input type="checkbox"/> 懐中電灯(できれば1人にひとつ) <input type="checkbox"/> 電池(多めに用意)	
非常食品等	火を通さないで食べられるもの、食器など <input type="checkbox"/> 非常用食品 <input type="checkbox"/> 缶切り <input type="checkbox"/> 紙皿 <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 水筒 <input type="checkbox"/> 缶詰 <input type="checkbox"/> ミネラルウォーター <input type="checkbox"/> 栓抜き	

その他	<input type="checkbox"/> 衣類(下着・上着など) <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラップフィルム(止血や食器にかぶせて使う) <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> ろうそく <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 応急手当用品 <input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ハサミ <input type="checkbox"/> 筆記用具・メモ帳 <input type="checkbox"/> 家族の連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> カップ <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> ビニールシート	
-----	--	--

非常時持ち出し品は、使用するとき支障のないように、定期的に点検しておきましょう。
特に食品や飲料水の消費期限はまめにチェックし、消費期限がせまったものから順に入れ替えておきましょう。



届け出・証明

届け出

問 町民課 戸籍係 ☎46-1116

戸籍の届け出

出生届

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の所在地(住所地)、
本籍地、出生地

お持ちいただくもの

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳
- 保護者の保険証
- 保護者の口座番号



婚姻届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 所在地(住所地)、本籍地

お持ちいただくもの

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の人のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

離婚届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻

届出地 所在地(住所地)、本籍地

お持ちいただくもの

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の人のみ)
- 届出人の印鑑(夫・妻それぞれ)
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

死亡届

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の所在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地

お持ちいただくもの

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑



住民登録の届け出

転入届

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 転出証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の人はパスポート及び在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

転出届

転出するまでに

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 国民健康保険被保険者証
- 子どもの医療費受給資格証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証

転居届

転居した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 国民健康保険被保険者証
- 子どもの医療費受給資格証

世帯変更届

受理した日

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類



印鑑登録

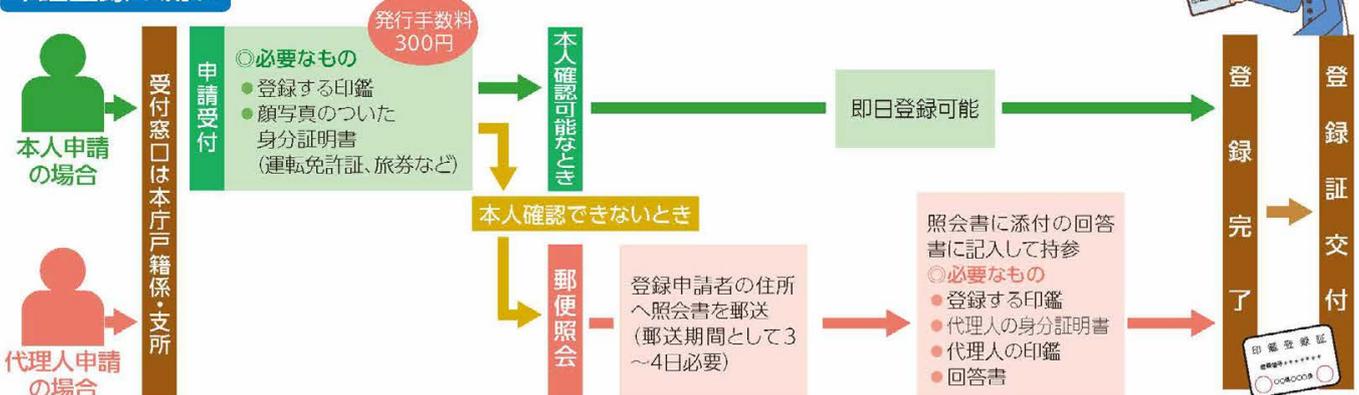
問 町民課 戸籍係 ☎46-1116

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



旅券の申請窓口は、住民登録（現住所）のある市町村です！

※住民登録が他の都道府県にあっても、学生や単身赴任者など一定の条件を満たす人については、長崎県で申請ができる場合があります（居所申請）。居所を証明する書類等が必要になりますので、事前に各市町村へお問い合わせください。

申請に必要な書類等

必要な書類	申請の書類	新規申請	有効期限が残っている場合の申請			
			残存有効期間 1年未満での申請 (氏名等の変更なし)	氏名・本籍の都道府県名・性別・ 生年月日が変わった場合		査証欄の増補
				訂正新規	7 記載事項変更	
1 申請書	1通	○	○	○	○	○
2 戸籍抄本又は謄本 (発行日から6ヵ月以内のもの)	1通	○	原則不要	○	○	不要
3 写真 (撮影日から6ヵ月以内のもの)	1枚	○	○	○	○	不要
4 本人確認書類		○	不要(旅券で確認)	不要(旅券で確認)	不要(旅券で確認)	不要(旅券で確認)
5 前回の旅券		○(失効した旅券)	○(有効な旅券)	○(有効な旅券)	○(有効な旅券)	○(有効な旅券)
6 (住民票 ※居所申請の場合等は必要)	1通	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

※上記以外の申請等については、必要な書類が内容によって異なりますので、各旅券窓口にお問い合わせください。

旅券の交付（受領）について

- ※旅券は、年齢に関わりなく、必ず申請者ご本人が受領してください。査証欄の増補申請のみ代理受領ができます。
- ※旅券の申請時に代理署名をした場合は、代理署名をした人も同行してください。交付時に代理署名が必要です。
- ※申請した旅券は、交付予定日以降、できるだけ早く受け取りをしてください。発行日から6か月以内に受領しなかった旅券は失効します。
- ※交付予定日まで、申請日を含め、1週間程度かかります。
- ※写真等で不備があった場合、交付予定日が変更になります。
- ※交付（受領）の際は、申請時にお渡しした旅券引換書（受領証）及び手数料（収入印紙と長崎県収入証紙）をお持ちください。
- ※年齢は、「年齢計算ニ関スル法律」に基づき、誕生日の前日に1歳加算されます。

申請の種類	手数料額(合計)	内訳	
		収入印紙	長崎県収入証紙
10年旅券(申請時20歳以上)	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券(申請時12歳以上)	11,000円	9,000円	2,000円
5年旅券(申請時12歳未満)	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更	6,000円	4,000円	2,000円
査証欄の増補	2,500円	2,000円	500円

各種証明書発行（手数料）

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。

	1点書類(写真付)	2点書類	その他(下記の証明書のみでは不可。 2点書類との組み合わせで確認)
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード(個人番号カード)など ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●住基カード(写真付き) ●学生証(写真付き) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし)など ●介護保険被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ●学生証(写真なし) ●法人発行の身分証書 ●1点書類以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)



届け出・証明

戸籍・住民票関係の発行

問 町民課 戸籍係 ☎46-1116

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票(謄本・抄本)	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人または本人と同一世帯の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の本人確認書類 ●代理人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※世帯分離している場合は委任状が必要です。
住民票(記載事項)	1通 300円	
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ※窓口に来られる人の本人確認書類と印鑑をご持参ください。
除籍全部・個人事項証明書(除籍謄・抄本)	1通 750円	
原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ●代理人の場合 ※本人以外の場合は委任状が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
印鑑証明書	1通 300円	・印鑑登録証



届け出・証明

税関係の証明書の発行

問 税財政課 住民税係・固定資産税係 ☎46-1261

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書	1枚 300円 所得金額の内訳の証明
	所得課税証明書	1枚 300円 町県民税額、所得金額、所得控除の内訳の証明
固定資産税	評価証明書	1枚 300円 資産の評価額の証明
	公課証明書	1枚 300円 課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳	1枚 300円 納税義務者の資産の一覧
納税	納税証明書	1枚 300円 納められた税額の証明
	未納のない証明書	1枚 300円 全ての税目において未納がないことの証明
	軽自動車税(種別割)納税証明書	無料 軽自動車税(種別割)を納付したことの証明

マイナンバーカード交付申請について

問 町民課 戸籍係 ☎46-1116

申請されるご本人が本人確認書類を持参のうえ町民課戸籍係窓口にお越しただけであれば、その場で写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請ができます。

カード受け取りまでには1か月程度かかります。

本人確認書類について

免許証等の公的機関発行の顔写真付きのもの1点(本人確認書類A)または、保険証等の「氏名+住所」、もしくは「氏名+生年月日」が記載されたもの2点(本人確認書類B)を持参ください。

本人確認書類A 次の書類から1点(顔写真付きのものに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付されたものに限る)、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

本人確認書類B 次の書類から2点(「氏名+住所」もしくは「氏名+生年月日」が記載されたもの)

健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、年金証書、生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証など



税金

税金

問 税財政課 住民税係・固定資産税係 ☎46-1261

税金は、私たちが豊かで健康的な暮らしができるよう、町民一人ひとりに負担していただくものです。皆様から納めていただいた町税は町の財政の基盤となり、暮らしの中にいろいろなかたちで還元されています。

町税の種類

町税	普通税	町民税(個人・法人)	個人にかかる個人町民税と会社などの法人にかかる法人町民税があります。個人町民税は、前年の所得に基づき、毎年1月1日現在で町内に住所がある人に課税されます。法人町民税は、町内に事務所や事業所または寮などがある法人等に課税されます。
		固定資産税	毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産を所有している人に、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。
		軽自動車税(種別割)	軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。
	目的税	町たばこ税	たばこの製造者など(納税義務者)が、町内のたばこ小売販売業者に売り渡したたばこに対し課税されます。
	入湯税	温泉施設を利用した時にかかる税金	
	国民健康保険税	国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主に課税されます。	

町税の納期

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合徴収	町・県民税			1期		2期		3期			4期		
	固定資産税	1期			2期				3期		4期		
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	軽自動車税		全期										

※納期限が土曜・日曜・祝日及び振替休日のときは、翌日が納期限となります。

※口座振替をご利用の方は、振替日は納期月の25日です。不能の場合は翌月10日に再振替いたします。(土日祝日は翌営業日)

町税の納付

問 税財政課 住民税係・固定資産税係 ☎46-1261

納付場所

指定の金融機関、九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く)、コンビニエンスストア、PayPay請求書払いで納付することができます。

口座振替制度をぜひご利用ください

口座振替は、納税に向く必要や納め忘れの心配もなく、安全で便利な制度です。申込は町内の金融機関及び会計課に備え付けの申し込み用紙(口座振替依頼書)に必要事項を記載の上、金融機関へご提出ください。



国民健康保険に加入すると、必ず国民健康保険税を納めなければなりません。国民健康保険税は国の負担金などとともに、病気やけがをしたときの医療費や出産一時金、葬祭費などの給付費用の大切な財源になります。医療費等の給付費用の財源としては、国の負担金、医療機関の窓口で支払う一部負担金、不足する分を国民健康保険税で賄うこととなっています。

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（国民健康保険加入者のうち40歳から64歳までの人）の合計額により決められています。

医療保険分

所得割額＋均等割額＋平等割額

国民健康保険の費用にあてるための国保税です。

後期高齢者医療支援金分

所得割額＋均等割額＋平等割額

後期高齢者医療制度を支援するための国保税です。

介護納付金分

所得割額＋均等割額＋平等割額

介護保険の費用にあてるための国保税で40歳から64歳までの方が対象となります。

保険税＝医療保険分＋後期高齢者医療支援金分＋介護納付金分



国民健康保険税の申告

国民健康保険税の所得割の算定、軽減判定など適正な課税のため申告が必要となります。申告がない場合、軽減の適用を受けることはできません。

申告が必要な人	東彼杵町の国民健康保険に加入している世帯の世帯主および加入者の人 ※収入がなかった人、非課税の障害年金や遺族年金などのみを受給されていた方も申告が必要です。
申告をしなくてもよい人	上記に該当される人でも、下記に該当される人は国民健康保険税の申告は必要ありません。 ①期限内に確定申告や町・県民税の申告をした人 ②給与収入のみの人で勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人 ③公的年金収入のみの人で、支払者から公的年金支払報告書が役場に提出されている人 ④同居親族の控除対象配偶者または扶養親族となっている人
申告の期限	4月15日まで
申告書の提出場所	東彼杵町役場 税財政課 住民税係

※国民健康保険の健全な運営のためにも国民健康保険税は納期限内に納めましょう。





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

こんなときは届け出を

問 健康ほけん課 国保年金係 ☎46-1202

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、健康ほけん課へ14日以内に届け出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください) ●マイナンバーのわかるもの
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書 ●マイナンバーのわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書 ●マイナンバーのわかるもの
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●マイナンバーのわかるもの
	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証 ●マイナンバーのわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書 ●マイナンバーのわかるもの
	死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●マイナンバーのわかるもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●マイナンバーのわかるもの
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●マイナンバーのわかるもの
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など) ●マイナンバーのわかるもの
	就学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書 ●マイナンバーのわかるもの
	入院するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●マイナンバーのわかるもの

保険・年金



制度のしくみ

75歳以上の方が安心して医療を受けられるように国民全体で支えあう医療制度です。



被保険者(長崎県内に居住の人)

対象となる方(被保険者)

75歳以上の方はすべてです。

- 75歳の誕生日当日から対象となります。
- 65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方も対象となります。
(※障がい認定を受けるには、申請が必要です。)

なお、社会保険等から後期高齢者医療制度の被保険者となられた方で、これまで配偶者等を扶養しておられた場合は、別途、その被扶養者の国民健康保険等への加入手続きが必要です。お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口でご相談ください。



後期高齢者医療制度の運営は、長崎県内のすべての市町が加入する「長崎県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証(保険証)

一人ひとりに保険証を交付します。

- 被保険者となる方には、75歳の誕生日を迎える前に保険証を交付します。
- 毎年8月1日に更新します。

- 大切に保管し、お医者さんを受診するときは必ず窓口に提示してください。
- 紛失された場合は、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で再交付の手続きをしてください。

75歳になられる人	障害認定の人	住所異動された人	定期更新
75歳の誕生日の前までに交付します。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、健康ほけん課国保年金係や交付元の健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

- 保険料の計算方法
年間保険料=均等割額(被保険者が等しく負担)+所得割額(被保険者の所得に応じて負担)



保険・年金

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！



第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。 ※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している人には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
加入しているとき	加入者の死亡	● 年金手帳 ● 印鑑など	14日以内
	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 扶養抹消年月日がわかる書類など	
	会社など退職したとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類	
年金を受けているとき	年金を受けようとするとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 住民票 ● 戸籍謄本など	受給対象になったとき
	引き続き年金を受けようとするとき (マイナンバーにより生存確認ができる人は不要)	● 受給者現況届(届いた人は全員提出) ● 印鑑	誕生月または指定された日
	年金を受けていた人が死亡したとき	● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 戸籍謄本など	14日以内

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。



福祉・健康

民生委員・児童委員

☎ 町民課 福祉係 ☎46-1155

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活にお困りの人や心身に障がいのある人、児童、高齢者などのことで問題を抱えている人々の相談相手として地域で活動されています。

高齢者福祉

☎ 町民課 福祉係 ☎46-1155

在宅福祉サービス

高齢者が在宅で安全に生活できるよう、福祉サービスを実施しています。それぞれのサービスに一定の条件がありますので、まずはご相談ください。

配食サービス(食の自立支援事業)

食事を賄うことが困難なひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯などに、昼食や夕食をお届けするとともに安否確認を行います。

生きがい対応型デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者(要支援認定・要介護認定者および事業対象者を除く)を対象に食事・入浴・生きがい活動などのサービスを提供します。

ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

虚弱なひとり暮らし高齢者などに対し、急病や災害の時の緊急時に備えて緊急通報装置を設置することで即応体制を確保し、不安の解消を図ります。

徘徊高齢者等見守り登録事業

家族等から申し出があった徘徊の恐れのある高齢者の情報を警察、消防等へ提供し、緊急時、迅速に対応することができるようにしています。

介護保険

☎ 健康ほけん課 介護保険係 ☎46-1196

介護保険の対象者

第1号被保険者(65歳以上の人)

原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要となったとき要介護認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人で医療保険に加入している人)

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常生活の支援が必要となったとき要介護認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

※主な介護サービス

- ・通所介護(デイサービス・デイケア等)
- ・訪問介護(ホームヘルパーの利用等)
- ・施設サービス(特別養護老人ホーム等)
- ・福祉用具貸与(ベッド、車椅子、手すり等)
- ・住宅改修(手すり、スロープの設置等)があります

広告

有限会社 ケイエム企画

のんの

やさしさ、思いやり、ぬくもり…を大切にし、住み慣れた地域のなかでおだやかな日々が過ごせるようご支援いたします。

入居者募集!!

“のんの”で過ごす
生き生き
シルバーライフ!!

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1232 番地 1

☎(0957)46-0078

認知症対応型共同生活介護施設

グループホーム **のんの**

TEL/FAX (0957)46-0077

通所介護事業施設

デイサービス **のんの**

TEL/FAX (0957)46-0078

居宅介護支援事業所

ケアプランセンター **のんの**

TEL/FAX (0957)46-0078

サービス付き高齢者向け住宅

のんの

TEL/FAX (0957)47-0076



福祉・健康

保険料の納め方

65歳以上の人(第1号被保険者)

老齢基礎年金、厚生年金などの老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれます。年度の途中で65歳になった人、他の市町村から転入した人、年金が年額18万円未満の人などは納付書で納めます。

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

加入している医療保険と一緒に納めます。

介護サービスを利用するには

本人または家族等が健康ほけん課介護保険係の窓口で申請を行います。

申請に必要なもの

- 第1号被保険者(65歳以上の人)…印鑑、介護保険被保険者証
- 第2号被保険者(40歳以上65歳未満)…印鑑、健康医療保険の保険証

在宅介護者見舞金の支給

要介護4以上または障害支援区分5以上で、寝たきりまたは認知症の状態が1年以上続いている方を在宅で介護している方に対し、見舞金を支給します。

パーキング・パーミット

身体障がい者、知的障がい者、要介護認定を受けた方、妊産婦等の方に、身障者用駐車場を利用できる県内共通の利用証(パーキング・パーミット)を交付します。

障がい者福祉

☎ 町民課 福祉係 ☎46-1155 健康ほけん課 健康推進係 ☎46-1200

障がいのある人の福祉サービス

障害手帳には以下の3種類があります。取得することで各種減免(NHK・有料道路)及びサービスが受けられます。詳しくはお尋ねください。

身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から7級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA1、A2、B1、B2があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を!

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

広告

社会福祉法人 文珠会

障害者支援施設 **常明園**

(生活介護・施設入所支援)



がんばらない いつも一所懸命だから

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1465

TEL 0957-47-1311
FAX 0957-20-1025



以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決まります。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳
精 精神障害者保健福祉手帳 **難** 難病患者

サービスの種類	内容	対象となる障がい等			
補装具・日常生活用具の支給	支給要件に該当する人に対し、補装具(補聴器・車いす等)や、日常生活用具(ストマ用装具・住宅改修等)の支給を行います。	身	療		難
自立支援医療費(厚生医療)の支給	支給要件に該当する18歳以上の人が、自身の障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。	身			
自立支援医療費(精神通院医療)の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。			精	
障害福祉サービスおよび地域生活支援事業	障がいのある人が、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。	身	療	精	難

福祉医療費の支給

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に病院等にかかった際に支払った保険診療にかかわる医療費の一部を支給します。

手帳等級	助成額(ひと月、1医療機関あたり)
身1・2級、療A級、精1級	自己負担額1日800円(1か月の合計が1,600円)を控除した額
身3級、療B級	自己負担額1日800円(1か月の合計が1,600円)を控除した額の半額

※院外処方自己負担額なし
 ※精神手帳1級は通院のみ

心身障害者福祉タクシー

療育手帳、身体障害者手帳1級～2級(車椅子を常用する方)、視覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた非課税世帯に、タクシー券の支給を行います。
 ※支給条件あり

障がい者相談事業(東彼地区障がい者支援センター エール)

障がい者の日常生活全般にわたる様々な相談をお受けします。また、日中の居場所としてもご利用できます。

場所 川棚町下組郷405番地1
 ☎0956-27-7272

地域包括支援センター

問 健康ほけん課 地域包括支援センター ☎46-1173

地域包括支援センターについて

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的な支援を行う高齢者の相談窓口です。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー(介護支援専門員)などが、高齢者ご本人やご家族からの相談に応じ他機関と連携しながら支援を行います。

また、心身ともに健康で過ごせるよう介護予防に関する活動を行っています。

地域包括支援センターの主な仕事

- 総合相談・支援
 高齢者やその家族の皆さんが抱える悩みや心配事などに対応します。介護、福祉、健康、医療に関することなどご相談ください。
- 介護予防ケアマネジメント
 介護が必要となるおそれのある高齢者(基本チェックリスト該当者)及び要支援1・2の方に対して、その方の能力に応じた適切な介護予防サービスが利用できるよう介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、利用者やご家族を支援します。

- 権利擁護
 高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守ります。高齢者虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などを行います。
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 高齢者に対して、包括的かつ継続的サービスが提供されるように、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。
- 認知症施策
 「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する相談や訪問支援、講話等による正しい知識の普及啓発を行っています。
 また、認知症サポート医と医療系・介護系専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、必要な対象者へチームによる訪問、相談支援等を行います。
- 生活支援体制整備
 高齢者等の日常生活を支えるため、ボランティア、NPO等、多様な事業主体による軽度な生活支援サービスの提供体制づくりを推進しています。



特定健診

問 健康ほけん課 国保年金係 ☎46-1202

東彼杵町の特定健診は、集団健診または個別健診で行います。受診できる検査項目は次のとおりです。

集団健診

個別健診

健診項目	対象者	検査項目
特定健診	40歳～74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査、診察、貧血検査があります。
後期高齢者健診	後期高齢者医療加入者	

※受診料は無料

各種がん検診 等

問 健康ほけん課 健康推進係 ☎46-1200

40歳になる年度から、がん検診を受けることができます。(子宮頸がん検診は20歳～)

【検診の種類及び料金】

検診名	実施方法	検診内容	料金	※の検診について、70歳までの10歳ごとの節目年齢の方は無料
胃がん検診	集団	X線バリウム検査	500円※	
肺がん検診	集団	X線検査	200円※ 但し、65歳以上は無料	
大腸がん検診	集団	便検査	200円※	
前立腺がん検診	集団	血液検査	100円	
子宮頸がん検診 ※2年に1回	集団・個別	細胞診	集団400円※ 個別800円※	
乳がん検診 ※2年に1回	集団・個別	マンモグラフィ検査	集団600円※ 個別1,000円※	
肝炎ウイルス検査	集団	血液検査	200円	
ピロリ菌抗体検査	集団	血液検査	300円	

高齢者の予防接種

一部助成できるもの

予防接種の種類	対象年齢	回数
高齢者用インフルエンザ	①65歳以上の人 ②60歳～65歳未満で心臓・じん臓または呼吸器の機能に重度の障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害がある人(身体障害者手帳が1級の人) ※助成対象期間10月～1月、年齢は接種日現在	1回
高齢者肺炎球菌	①65歳になる人 ②60歳～65歳未満で心臓・じん臓または呼吸器の機能に重度の障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害がある人(身体障害者手帳が1級程度の人) ③令和5年度までは70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人 ※助成対象期間4月～3月、年齢は年度末年齢	1回 ※過去に受けたことのある人は対象外

トレーニング室(東彼杵町総合会館 2階 保健センター内)利用案内

利用時間 9:00～21:30

休館日 毎週月曜日・12月29日～1月3日

トレーニング機器

トレッドミル、エアロバイク、ピップアップダクション、レッグエクステンション、他

利用料金 *年齢は年度末現在の年齢です

町内40歳未満 } 1時間につき、利用券1枚

町外者 } *現金利用不可

町内40歳以上 無料(利用券不要)

～利用券について～

金額	町内者(40歳未満)1,000円	町外者3,100円	*11枚綴りで販売
販売	平日 8:30～17:15	総合会館内 教育委員会 東彼杵町役場 健康推進係	
	平日17:00～21:30 土日祝日9:00～21:30 おつりが出ないよう料金をご準備ください	総合会館 管理入室	

●利用開始方法や詳しい内容については、東彼杵町ホームページ または 役場 健康ほけん課 健康推進係 ☎46-1200へお問い合わせください。





子育て・教育

出産・子育て

問 東彼杵町子育て世代包括支援センター 健康ほけん課 健康推進係内 ☎46-1200

妊娠期～子育て期の総合相談窓口

子育て世代包括支援センターは、妊娠期・出産・育児における総合相談窓口です。健康や子供の発達、家庭のお困りのことなど、ちょっとしたことでも構いません。ぜひお気軽にご相談ください。

臨床心理士等の専門職による発達相談も実施しています。

母子健康手帳交付と保健指導

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのものです。妊娠したら早めに届け出て、母子健康手帳、妊婦健康診査受診票をもらいましょう。

必要なもの

- 印鑑
- 個人番号カード又は通知カードと本人確認書類(免許証・パスポート等)

届け出るところ

健康ほけん課 健康推進係(子育て包括支援センター)

特定不妊治療助成

助成対象

1. 夫又は妻の一方若しくは両方が東彼杵町に1年以上住所を有し、かつ申請日現在も引き続き在住している方
2. 長崎県特定不妊治療支援事業の申請をし、決定通知を受けている方
3. 治療開始時の妻の年齢が43歳未満の方

対象治療

配偶者間の体外受精、顕微授精

助成額

助成対象治療費から長崎県からの助成額を差し引い

た額と10万円を比較して少ない方の額。但し、凍結胚移植(採卵を伴わない場合)等については、上記と同様に5万円と比較し少ない方の額。

妊産婦や赤ちゃんへの訪問・電話相談

安心して妊娠・出産・育児期を過ごせるよう、保健師や保育士が訪問や電話にて健康状態、発達発育の確認、育児相談等を行っています。下記の時期以外にも、必要に応じて育児相談等を行います。

時期	内容
妊娠8か月頃	訪問: 出産の兆候や出産準備
新生児期(生後3週間頃)	電話相談: 授乳指導、育児不安解消
生後4か月頃までに	訪問: 成長、発達の確認、育児相談等

町内認定こども園でも電話や訪問にて相談を受け付けています。

園名	所在地	電話番号
やまだこども園	蔵本郷1510	46-0824
ひまわりえん	彼杵宿郷362-1	46-1489

子育て支援事業

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

園名	所在地	電話番号
すくすくねんね	彼杵宿郷706-4(総合会館2階保健センター内)	46-0737

※町内認定こども園でも子育て支援事業を行っています。

園名	所在地	電話番号
やまだこども園	蔵本郷1510	46-0824
ひまわりえん	彼杵宿郷362-1	46-1489
認定こども園つばさ	平似田郷702	47-0648



赤ちゃんが生まれたら

戸籍係で出生届を済ませた後、健康推進係までおいでください。赤ちゃんやお母さんの健康状態の確認(代理の方で結構です)、予防接種について説明があります。

必要なもの 母子健康手帳

(出産祝い金・育児報奨金)

対象 定住の意思を持って居住し、生活の本拠地として住民登録された人(夫婦どちらかが居住後1年以上)

出産祝い金

第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上1人に付き
10万円	15万円	20万円	30万円	40万円

育児報奨金

第3子以降の子が1年経過したとき 10万円

子育て支援センターによる乳児訪問

子育て支援センターの職員が保健師と一緒に、お子さんのいるお宅に訪問します。

こどもの医療費助成

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

0歳児から高校生までの子ども医療費を助成します。

方法

- 未就学児** 医療機関を受診する際に受給者証(ピンク)を掲示すれば助成が受けられます。
※県外の医療機関を受診された際は、「就学児」と同じ手続きが必要です。
- 就学児** 医療機関で発行された領収書を申請書に添付して申請してください。後日振り込みで助成します。

助成額(子ども1人につき、ひと月、1医療機関あたり)

通院・入院	院外処方の調剤薬局
1日800円(1か月の合計が1,600円)を控除した額	全額

※保険診療分のみが対象です。

赤ちゃんが未熟児のときは

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

未熟児養育医療費の給付

必要なもの

- 印鑑 ● 病院からの意見書
- 請求者(保護者)・児のマイナンバーがわかるもの(個人番号カード・通知カード)
- 請求者・児の健康保険証

低体重児の届出及び訪問指導

出生時の体重が2,500g未満の場合は、届出が必要です。また、保健師が家庭訪問させていただきます。

届出に必要なもの 母子健康手帳

児童手当

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方

支給額

児童の年齢	児童手当の額(児童一人あたり)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円*)
中学生	一律10,000円

*第3子以降とは、高校生卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降の児童となります。

支給時期

毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの4か月分の手当を支給します。

はじめに行うこと

お子さんが生まれたら、他の市町村から転入したりしたときは、福祉係へ「認定請求」を行う必要があります。(公務員の場合は勤務先へ提出してください。)



定期予防接種(無料)

問 健康ほけん課 健康推進係 ☎46-1200

年間を通して接種できます。医療機関に予約し、お子さんが体調の良いときに接種しましょう。
母子健康手帳・予診票(出生時に配布済み)をご持参ください。
対象年齢の期間は、無料で接種できます。

種類		対象年齢	回数
ロタワクチン	ロタリックス	生後6週0日後～24週0日までの間	2回 経口接種
	ロタテック	生後6週0日後～32週0日までの間	3回 経口接種
ヒブワクチン		開始年齢が生後2～7か月に至るまで	初回3回 追加1回
		開始年齢が生後7～12か月に至るまで	初回2回 追加1回
		開始年齢が生後12～60か月に至るまで	1回
小児用肺炎球菌ワクチン		生後2～60か月に至るまで	開始年齢が生後2～7か月に至るまで 初回3回 追加1回
			開始年齢が生後7～12か月に至るまで 初回2回 追加1回
			開始年齢が生後12～24か月に至るまで 2回
			開始年齢が生後24～60か月に至るまで 1回
B型肝炎		1歳に至るまで	初回2回 追加1回
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)		生後3～90か月に至るまで	1期初回 3回 1期追加 1回
BCG		1歳に至るまで	1回
水痘		生後12～36か月に至るまで	2回
MR(麻しん風しん混合)		生後12～24か月に至るまで	1期1回
		小学校就学前の1年間	2期1回
日本脳炎		生後6～90か月に至るまで	1期初回 2回 1期追加 1回
		9歳以上13歳未満	2期1回
二種混合(ジフテリア、破傷風)		11歳以上13歳未満	1回
子宮頸がん	サーバリックス	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	3回
	ガーダシル	サーバリックスとガーダシル2つのワクチンを混合して接種することはできません。 同一のワクチンを3回続けて接種するようにしてください。	

インフルエンザワクチン

生後6か月～中学生のお子さんには一部助成があります。

年度により助成額が異なりますので、詳しくは広報誌またはホームページでご確認ください。

子育て応援住宅支援事業補助金

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

子育て世帯の住まい・居住環境の整備の一部を支援します。

対象者

- 多子世帯【18歳未満の子が3人以上の世帯(3人目妊娠中、3人目出産希望も含む)】
- 3世代(同居・近居)【小学生以下の子どもがいる世帯で、新たに子育て世帯の父母、祖父母、おじおば等3世代で生活を予定する世帯】

対象となるもの

- 多子世帯…①中古住宅を取得する場合、
②中古住宅を取得後改修する場合
- 3世代 …①中古住宅を取得する場合、
②(実家等の)リフォーム工事をする場合

補助金額

補助対象となる経費の合計の1/5(上限40万円)

※上記補助金の利用をお考えの場合は、工事着手前に福祉係へお尋ねください。

チャイルドシート等購入補助金

問 町民課 福祉係 ☎46-1155

チャイルドシートの購入時に東彼杵町に在住し、満6歳未満の乳幼児を養育している保護者の方に、購入の価格の1/2(2万円を限度、100円未満切捨)を補助します。



子育て・教育

認定こども園

保護者の就労等の事情により保育が必要な子ども(保育認定子ども(2・3号児))と、満3歳以上で保育の必要のない子ども(教育認定子ども(1号児))とのどちらともが通える施設です。

園名	所在地	電話番号
やまだこども園	蔵本郷1510	46-0824
ひまわりえん	彼杵宿郷362-1	46-1489
認定こども園つばさ	平似田郷702	47-0648

※満3歳の受入は、やまだこども園、ひまわりえんのみ。

保育料について

保育料は個々の家庭の課税状況により決定します。東彼杵町では、同時期に入所する2子目以降の保育料及び副食費を無料としています。

病後児保育

園名	所在地	電話番号
やまだこども園	蔵本郷1510	46-0824

※利用料金は、町内在住は無料です。(その他実費の徴収はありません。)

※利用方法、利用時間については、園にお問い合わせください。

一時預かり事業

一時的に保育が必要となった子どもを保育する事業です。

園名	所在地	電話番号
やまだこども園	蔵本郷1510	46-0824
ひまわりえん	彼杵宿郷362-1	46-1489

※利用料金は各施設、年齢別で異なります。詳しくは、園にお問い合わせください。

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、就労などで放課後保護者がいない家庭の児童(小1～小6)が、生活の場・遊びの場として過ごすところです。詳しくは、通学する小学校区にあるクラブに直接お問い合わせください。

小学校区	クラブ名	所在地	電話番号
彼杵	にこにこはうす	彼杵宿郷483	46-0322
千綿	わくわくはうす	駄地郷148	47-0648

利用料

8,000円/月(8月のみ10,000円/月)
※長期休暇のみの利用や随時の利用については、別の料金設定となります。

にこにこはうすを利用する児童への町営バスの減免

旧大楠小学校区及び旧音琴小学校区の児童は、家とにこにこはうすとの往復に利用する町営バス賃の減免を受けることができます。(問 総務課防災交通係) ☎46-0099

児童発達通所支援

未就学児から18歳未満の発達が気になる児童に対し、療育を提供するサービスです。利用を希望する場合は、まず町保健師にご相談ください。

通所通学支援(移動支援事業)

障害者手帳等の交付を受け、ひとりで通学することが困難な児童で、保護者の就労等によりやむを得ず通所通学に付き添えない場合、ヘルパーの支援を受けることができます。

ひとり親支援

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がい有する場合は、20歳未満)がいるひとり親家庭の父または母などに支給される手当です。所得による制限があります。

対象 次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母あるいは養育者に支給されます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡、または生死不明である児童
- ③ 父または母が重度の障がい有する児童
- ④ 父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の母、父子家庭の父および児童等が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。所得による制限があります。

対象

【児童】…18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者

【母子家庭の母、父子家庭の父】…20歳未満の高校在学中の児童を養育している者

助成額(子ども1人につき、ひと月、1医療機関あたり)	
通院・入院	院外処方の調剤薬局
1日800円(1か月の合計が1,600円)を控除した額	全額

※保険診療分のみが対象です。



生活・環境

ごみ処理

問 町民課 環境衛生係 ☎46-1165

ごみの出し方

必ず分別して、東彼杵町指定のごみ袋に入れて、お住まいの地区の集積所に出してください。詳しい分別方法及び収集日は、全戸配布しております「収集日程表」及び「家庭ごみの分け方・出し方」でご確認ください。

ごみの種類	もえるごみ	もえないごみ	びん類	ペットボトル	粗大ごみ
袋	大 450円(10枚)	大 450円(10枚) 小 340円(10枚)	大 450円(10枚)	大 450円(10枚) 小 340円(10枚)	持込
	小 340円(10枚)		小 340円(10枚)		10kgまで120円 超過量10kg毎に120円加算
					証紙
					340円(1枚)

※ごみ収集は、祝日(日曜日及び年末年始除く)も行います。

資源物・有害ごみの出し方

資源物・有害ごみは、お住まいの地区内の指定場所にてルールを守って出してください。

詳しい分別方法や収集日については「家庭ごみの分け方・出し方」及び「収集日程表」にてご確認ください。

資源物・有害ごみの適正な処理にご協力ください。

種類	出す場所
廃蛍光管・水銀体温計 水銀温度計・水銀血圧計	地区の集積所
使用済み乾電池	地区の集積所

ごみの直接搬入について

もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみは直接東彼地区清掃工場(☎0956-82-4265)に持ち込むことができます。

「家庭ごみの分け方・出し方」の注意事項をよく読み分別して工場へ持ち込んでください。

搬入日時

- ・平日8:30~12:00 13:00~16:30
(12:00~13:00の間については、原則受付は行いません。)
- ・土曜日8:30~12:00
- ・日曜日の受付は行いません。
- ・国民の祝(休)日は、上記受付時間とします。ただし、日曜日と重なった場合は除きます。

料金

- 家庭ごみ 10kgまで 120円
10kg以上 10kg毎に120円加算
- ※直接搬入する場合は、東彼杵町指定のごみ袋及び粗大ごみステッカーは必要ありません。
- ※詳しくは、東彼地区清掃工場(☎0956-82-4265)へ。

町では回収しないごみ

処理が困難、またはリサイクルが義務づけられているものは町では回収できません。購入店や販売店もしくは専門の処理業者へ依頼してください。

町で処理ができないもの

- ・消火器・ガスボンベ・農薬その他薬品類・バイク・タイヤ・中身の入ったスプレー缶・大型農機具・塗料・農業用廃ビニール・バッテリー・石油類・その他発火しやすいもの
⇒ 販売店へ
- ・建築廃材・コンクリート破片・瓦・レンガ・土石類
⇒ 専門の処理業者へ
- ・注射器、針、その他感染症のもの
⇒ 交付された医療機関・薬局へ返却

家電リサイクル法対象機器

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については小売店又は、販売店にご相談ください。(リサイクル料金と運搬費が必要になります。)

- ご自身で処分をする場合は、次の方法があります。
- 指定取引場所まで持っていく。(リサイクル料金のみ。運搬費はかかりません。)
- 処分業者へ依頼する。(リサイクル料金と運搬費がかかります。)

小型家電リサイクルについて

ご家庭から捨てられている小型家電には、金や銀などの貴金属やレアメタルが含まれています。資源の有効活用のために次の通り小型家電等の回収を行っていますので、ご協力ください。

- 【回収対象品目】
携帯電話、ノートパソコン、電気コード、デジカメ、タブレット、電卓、電子辞書、ラジオ、リモコン、電気カミソリ、USBメモリ、電話機、ゲーム機など

- 【回収場所】
役場、総合会館、千綿支所



資源物集団回収

ごみ減量化推進の一環として、町では、地区子どもクラブ、地域婦人会及び老人クラブなどの各種団体が行う資源物集団回収事業に1kgあたり5円の補助金を交付しています。

補助金対象品目は、一般家庭から回収された古紙類・古繊維・空き缶・空瓶です。

し尿処理

問 東彼地区環境センター ☎46-1961

収集日時 月曜日～金曜日(祝日は休み) 月1回の収集

年末年始の収集休み期間については、町広報誌等でお知らせいたします。

※収集予定日には、収集車からよく見える所に黄色い旗を立ててください。

ペットの飼い方

問 町民課 環境衛生係 ☎46-1165

飼い犬の登録および狂犬病予防注射について

生後91日を経過した犬は、狂犬病予防法(第4条、第5条)により生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が、義務付けられています。

■犬の登録

町民課 環境衛生係にて、犬の登録手続きを行ってください。登録されましたら、犬の登録鑑札をお渡しいたしますので、首輪につけてください。

■狂犬病予防注射

毎年4月頃に、町公民館等で実施する集団注射の会場にて、狂犬病予防注射を受けることができます。注射を受けられたら、狂犬病注射済票をお渡しいたしますので、首輪につけてください。

集団注射に來れない場合でも、動物病院では通年にわたり狂犬病予防注射を受けることができます。注射の後、病院が発行する狂犬病予防注射済証明書を持参のうえ、町民課 環境衛生係にて注射済票の交付手続きを行ってください。

■登録事項の変更

犬の登録事項に変更がある場合は、町民課 環境衛生係で届出を行ってください。

- 所在地の変更(町内での引越し)
- 町外からの転入
- 飼い主の変更(犬を譲り受けた)
- 犬の死亡
- 登録鑑札、注射済票の紛失(別途再発行手数料が必要です)

※町外へ転出する場合は、転出先の窓口で届出を行ってください。

■集団注射の案内

町広報誌等で、集団注射の日時および会場を掲載します。登録されている方には、別途案内はがきをお送りしております。

手数料

摘要	新規	再交付
登録手数料	3,000円	1,600円
注射済票交付手数料	550円	340円
集団注射会場での注射料金	2,800円(R2年4月1日現在)	

※集団注射会場での注射料金は、年度により変更になる場合があります。

※動物病院での注射料金は、それぞれの病院へ問い合わせください。

犬・猫の飼い方マナー

放し飼いしないようにしましょう

放し飼いになると、他の家の迷惑になるだけでなく、事故を誘発する危険もあります。

勝手に敷地外に出ていかないよう、ロープで係留するか、室内飼いを行うようにしましょう。

散歩のときはフンの後片付けを行いましょ

散歩中のフンをそのままにしておくと、他の人に大きな迷惑がかかります。

フンの始末は飼い主のマナーですので、責任を持ってフンの後始末をしましょう。

野良猫にエサを与えないでください

野良猫にエサを与えると、ごみをあさる、鳴き声がうるさい、糞尿の悪臭、数が増えるなど、近隣に大きな迷惑がかかることとなります。

エサを与えることは、飼い主としての責任を負うこととなります。最後まで責任を持って飼うことができないのであれば、「かわいそう」「猫に罪はない」といった感情でエサを与えないようにしてください。

蜂の駆除

町では宅地内や民有地内の蜂の巣の駆除は行っておりません。駆除は土地の所有者や管理者に責任がありません。専門業者等へ依頼いただき処理を行ってください。

上下水道に共通すること

⇒上下水道に関する届出

次の場合、役場窓口での手続が必要です。

- ・上下水道を開始するとき・・・2日前までに手続。土日・祝祭日・役場閉庁時の開栓対応は致しませんので注意してください。手数料納付、印鑑持参。
- ・上下水道の休止、廃止・・・事前または使用終了後に手続。印鑑持参
- ・使用者名義の変更・・・名義変更(親族のみ) 必要時に手続。印鑑持参
- ・上下水道の新規接続・改造するとき(リフォーム・器具交換を含む)・・・工事や申請代行は町指定工事店しかできませんので、指定工事店にご相談ください。(各指定工事店は水道課窓口または町HPで確認できます。)

⇒上下水道料金について

- ・上下水道料金は毎月、15日以降に各家庭のメーター器検針を行い、水道使用量に応じて毎月算出、翌月に請求します。
- ・料金は基本料金(10m³まで)に超過料金(10m³を超えた部分)を加算した額です。料金単価は水道課窓口か町HPで確認できます。
- ・メーターボックスの上に物や車を置かないでください。
- ・犬を飼われている世帯は、メーター検針の際に犬が近づかないようにつないでおいてください。
- ・水道料金を納付期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがあります。

⇒料金支払について

- ・支払い方法は口座振替、納付書による納付の2種類です。
- ・口座振替・・・金融機関に町税等口座振替納付依頼書がありますので、手続を行ってください。この手続で公金の口座振替手続はまとめて行えます。金融機関届出印持参。
- ・納付書による納付・・・役場会計課、金融機関・コンビニエンスストア(取扱先は納付書に記載)

⇒宅内漏水発生について

- ・毎月の検針時に検針票をお届けします。いつもより使用量が増えたら、敷地内の蛇口をしっかりと閉めて水道メーター器のパイロットマークを調べます。少しでも回っていたら漏水していますので、町指定工事店に修理を依頼してください。また、埋設管からの漏水の場合、減免できる場合がありますので指定工事店にお尋ねください。



パイロットマーク
銀色のコマ

⇒漏水、破損した場合の修繕工事について
 上水道、下水道ともに町指定工事店しか施工できません。早めに指定工事店にお申込みください。
 修繕費用は建物所有者または使用者の負担となります。

上水道

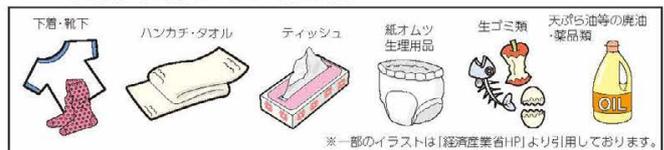
⇒凍結防止について

- ・寒冷期に水道管が凍結すると水が出なかったり管破損することもあります。気象情報に注意し、露出管の保温や蛇口から糸状に水を出しておくなどの凍結対策をお願いします。(凍結対策は町HP掲載)

下水道

下水道には何でも流せるわけではありません。誤った使い方は、管のつまりやポンプ故障の原因となりますので、マナーを守って使いましょう。

⇒下水道に流せない物の例



※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

⇒その他注意事項

- ・他にもビニール類やガラスなど水に溶けない固形物は流せません。ガソリン等の油類、農薬等も施設に悪影響がでるため流せません。
- ・台所用「ためます」の定期清掃
 各家庭の台所排水口には油分などを排水から除去する「ためます」がついています。「ためます」に溜まった固形分を定期的(3~4か月ごと)に除去し、燃えるゴミとして処理してください。管理を怠ると、排水管つまりの原因となります。(写真は空の状態です。)



広告

ウォーターサービス滝川
 代表者 滝川 重徳

給排水設備工事
 浄化槽設置工事

東彼杵町蔵本郷1014
 TEL 0957-46-0270

生活・環境



農林・農政

農林業

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

- ①立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ②伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」

を提出することが森林法で義務づけられています!!

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた方などです。

※立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

◆森林所有者(自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合)

◆森林所有者と立木買い受け者(共同)(伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合)

提出の時期はいつ？

①伐採及び伐採後の造林の届出:

伐採を始める90日から

30日前まで

②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:

造林を完了した日から30日以内

提出先は？

伐採・造林する森林がある市町村の長です。

提出をしないとどうなるの？

①伐採及び伐採後の造林の届出:

100万円以下の罰金(森林法第208条)

②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:

30万円以下の罰金(森林法第210条)

※詳細は、農林水産課 農林水産係 ☎46-1317へお問い合わせください。

農振除外

農振・農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きが必要です。ただし、農業振興地域の整備に関する法律によって定められた要件を満たす場合に限り除外の申請ができますので事前にご相談ください。

農地の権利移動(売買、貸借、相続 など)

農地の売買、贈与、貸借などには農地法に基づく農業委員会の許可が必要です。相続等により農地を取得した場合は届け出が必要です。

また、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等もあります。

農地の転用

農地を農地以外(住宅、店舗、駐車場、植林など)に転用する場合は、農業委員会に転用許可申請書を提出し、県知事の許可が必要です。申請の締切は毎月14日です。

農地の相談

その他、農地に関することはご相談ください。

農業者年金

問 農業委員会 ☎46-1311

農業に従事する人は、広く加入できます。

- ①農業に年間60日以上従事する60歳未満で、国民年金第1号被保険者であれば、農地等の権利名義がなくても、誰でも加入できます(任意加入)。
- ②平成14年1月から従来の賦課方式から積立方式に制度が改正されました。
- ③加入種類は通常加入と政策支援加入があります。
 - ・通常加入の場合、保険料は月額20,000円を下限として、1,000円刻みで67,000円まで増額することができます。
 - ・政策支援加入の場合、加入要件を満たしていれば要件区分ごとに保険料の助成が受けられます。



農林・農政





相談・議会

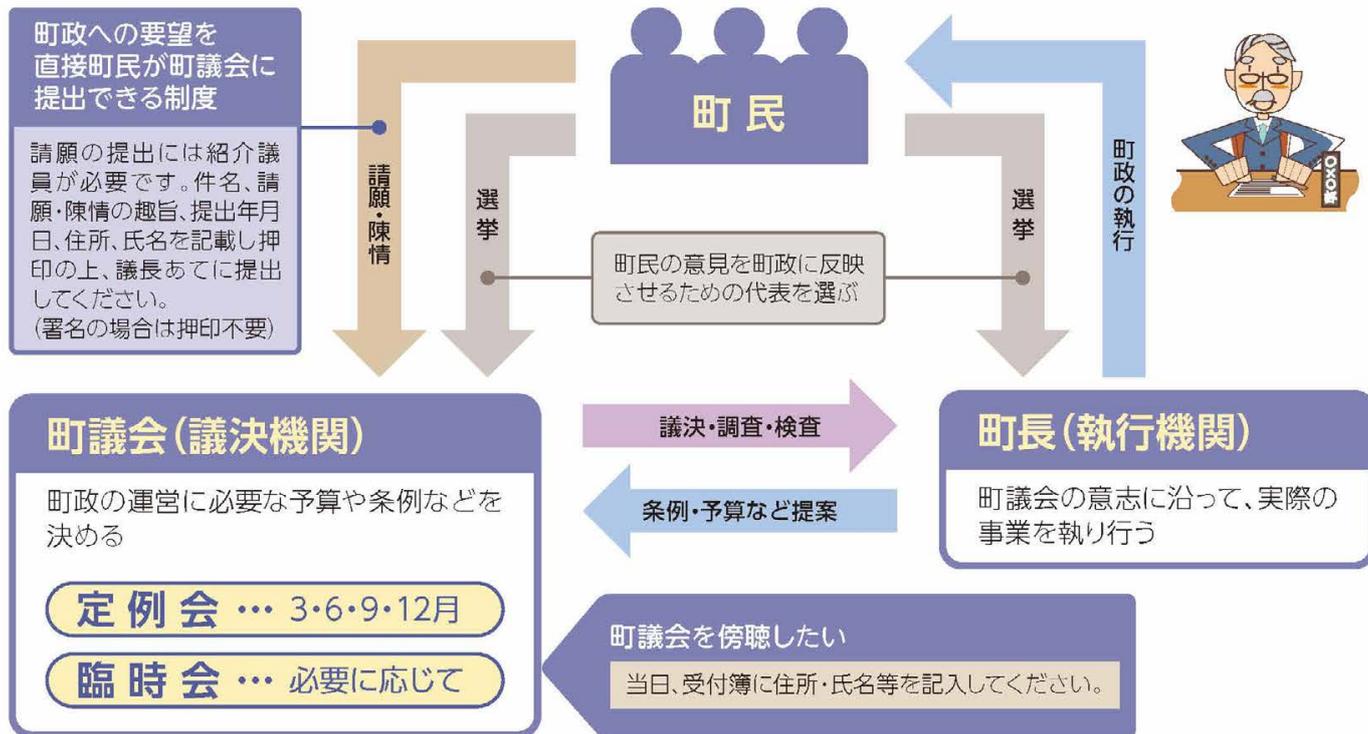
各種相談

相談の種類別	内容	窓口
無料弁護士相談	金銭貸借、相続、婚姻などの日常生活の諸問題について相談を受け付けます。	社会福祉協議会 ☎46-0619
心配ごと相談		
行政相談	自治体や官公庁の行政活動全般に対する意見やご要望などの相談を受け付けます。	総務課 総務係 ☎46-1265
特設人権相談	差別、いじめ、プライバシーの侵害、セクシュアル・ハラスメント、インターネットでの誹謗中傷などの人権に関わる困りごと相談を受け付けます。	町民課 戸籍係 ☎46-1116
消費生活相談	多重債務、悪質商法、訪問販売、電話勧誘販売、契約や取引などのトラブルに関する相談を受け付けます。	総務課 防災交通係 ☎46-0099

町議会のしくみ

☎ 議会事務局 ☎46-0177

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



相談・議会

東彼杵町の医療機関リスト

令和3年3月1日現在



病院・医院等

名称	所在地	電話番号
鈴木病院	彼杵宿郷1085	46-0145
山住医院	彼杵宿郷395-3	46-1162
山川医院	彼杵宿郷93	46-0020
岩永医院	瀬戸郷1179-3	47-0014
松村内科・消化器科	駄地郷39-3	47-0709
実松整形外科医院	蔵本郷1759-9	47-0278
三島眼科医院	蔵本郷1716-6	46-0340



歯科医院

名称	所在地	電話番号
ちわた歯科医院	駄地郷192-1	46-0118
なか歯科医院	蔵本郷1830-2	47-1267
大安歯科医院	蔵本郷1631-3	49-3337
やまさき歯科医院	彼杵宿郷453-3	46-0545



薬局・薬店

名称	所在地	電話番号
そのぎ薬局	蔵本郷1716-7	46-0001
酒井誠心堂薬局	蔵本郷1808-1	46-0678



生活ガイド

ここは有料広告掲載ページです

どこの病院、医院の
処方せんでも
受け付けます。

そのぎ薬局
MICHIMA PHARMACY

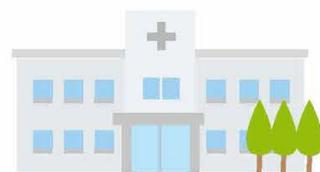
東彼杵町蔵本郷 1716-7
☎46-0001 FAX 46-0121

医療法人 **三島眼科医院**
MISHIMA EYE CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
14:00~18:00	○ _{午後}					

受付時間 午前診療は11:30まで・午後診療は17:30まで
※日曜・祝日
木土曜午後は休診致します。(但し 第3火曜日は午後休診)

東彼杵町蔵本郷1716-6 TEL (0957) **46-0340**
(国道沿い)



健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



気持ちよく眠りにつくために

①寝る前にリラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましよう。



②眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。



医療法人社団 清和会
YAMAZUMI CLINIC
山住医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	休
午後 2:00~ 6:00	●	●	休	●	●	休	休

東彼杵町彼杵宿郷 395-3
TEL 0957-46-1162

いつもと違う頭痛

今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性があります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、ろれつ困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。

楽しい人生、おいしい人生のサポーター

大安歯科医院

東彼杵町蔵本郷 1631-3 ☎0957-49-3337

歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
CHIWATA DENTAL CLINIC
ちわた歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後14:00~19:00	●	●	X	●	●	13:00まで

☎0957-46-0118
東彼杵町駄地郷 192-1
(千綿郵便局交差点より入る・千綿駅より徒歩2分)
<http://www.chiwatashika.jp> ちわた歯科 検索

生活ガイド

リフォームの基礎知識



リフォームの進め方とポイント

STEP.1 具体的な計画をたてる

ポイント

- ・時期、期間は?
- ・予算は?

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。

この時点での情報収集も大切なポイントです。



STEP.2 事業者を決める～契約する

ポイント

- ・施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか?
- ・実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か?
- ・候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか?

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけではなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

STEP.3 着工

ポイント

- ・工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か?
- ・工程表に基づいて進んでいるか?
- ・変更・追加などが発生していないか?

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。

また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

STEP.4 着工後

ポイント

- ・事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか?
- ・今後のメンテナンスや保証先を確認したか?



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか?

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントとは?

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住いの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検出出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q 信頼のおける業者とは?

A 2~3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。

有限会社
カシモト工務店

東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1808-6
TEL 0957-46-0129



新築・増築・塗装・各種工事
オール電化・リフォーム工事
下水道・浄化槽・水廻り工事
給湯・エコキュート入替工事

新築
見積無料
増改築
リフォーム

どんな小さな事でもご相談ください!

浜崎建築

TEL 0957-46-1240

東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1801-10
FAX 0957-46-1450





住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があります。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



生活ガイド

自分で見つける危険な症状 | 一つでも該当する項目があれば、専門家に相談しましょう。

10の耐震チェックポイント

あなたの家は大丈夫？ / 間取りや構造によって差はありますが、在来工法で建てられた住宅の代表的な例をもとに10の項目を挙げました。

- | | | | |
|--|--------------------------|---|--------------------------|
| 1. 昭和56年度以前の建物である
(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります) | <input type="checkbox"/> | 6. 大きな吹き抜けがある | <input type="checkbox"/> |
| 2. 基礎にひび割れがある | <input type="checkbox"/> | 7. 室内の床が傾いている | <input type="checkbox"/> |
| 3. 地盤が危険だと感じる | <input type="checkbox"/> | 8. 屋根には重い建材を使用している | <input type="checkbox"/> |
| 4. 基礎が鉄筋コンクリート造ではない | <input type="checkbox"/> | 9. 過去に大きな災害に見舞われたことがある | <input type="checkbox"/> |
| 5. 必要な手続きを行わずに増築している | <input type="checkbox"/> | 10. 壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です) | <input type="checkbox"/> |



葬儀について

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

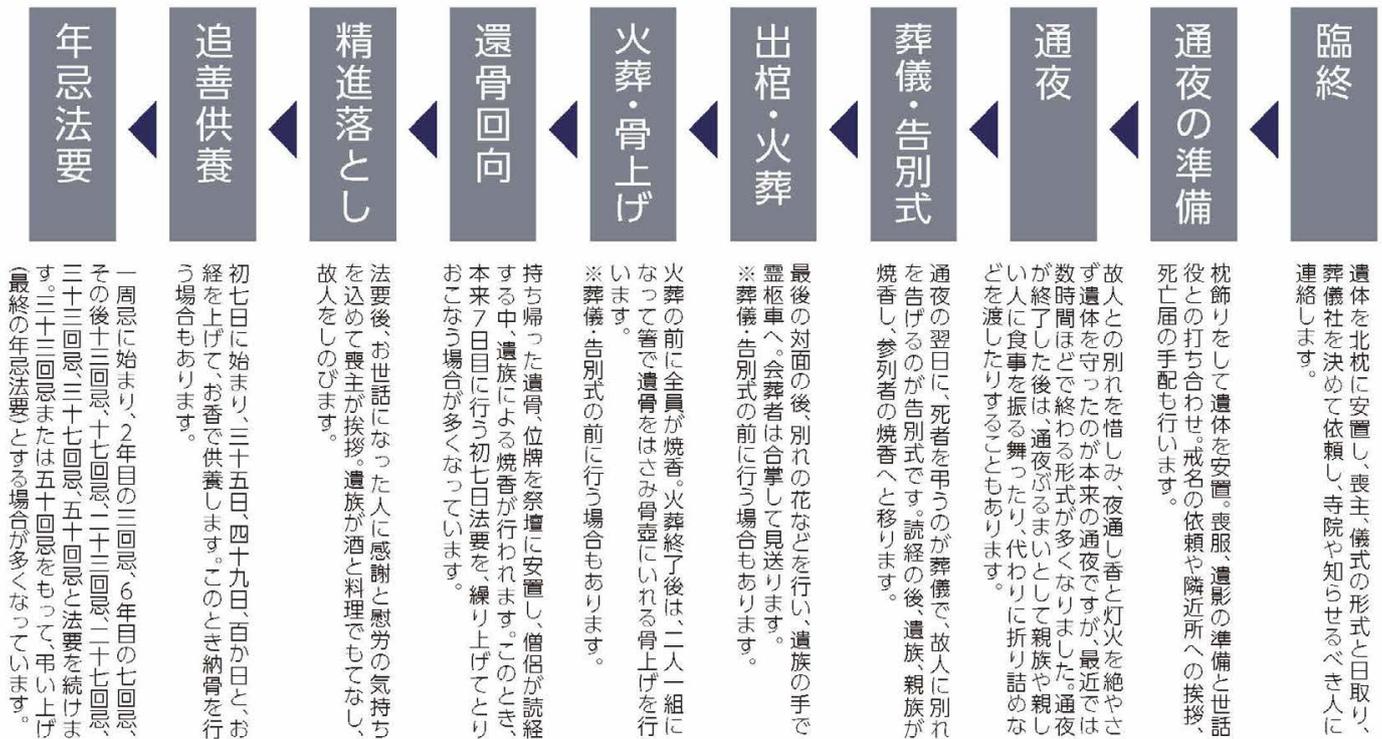


日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるとはいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

誠善舎会館

24時間 365日 受付中

HPはこちら

家族葬用の別館もございます。

そのぎ 会館 ☎ 0957-47-0090
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 648

川会 棚館 ☎ 0956-82-6098

早会 岐館 ☎ 0956-38-0449

【 別 館 】

【 別館式場 】

【 別館控室 】

【 別館祭壇 】

生活ガイド

東彼商工会

商工会とは

商工会は、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに寄与するため、商工業者によって組織された総合的経済団体です。

商工会の事業活動

金融相談

運転・設備資金の金融等についての相談に応じています。商工会から経営指導を受けている小規模事業者は無担保、無保証人でしかも低金利な利息の金融あっせんを受けることができます。

共済制度

中小企業者の経営と生活安定のために、各種共済制度がもうけられています。お気軽にご相談下さい。

- 小規模企業共済
- 倒産防止共済
- 商工貯蓄共済
- 特定退職金共済

税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営を推進していただけるため、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。又決算、申告期には税理士の資格を持った人を専門相談員として招くなどして、特別な相談指導を行っています。

- 税務、記帳支援
- 確定申告支援

地域総合振興事業

- 総合振興事業
各種イベントへの参加
- 青年部活動
次代の経営を担う、若手経営者や後継者による組織。友だちづくりや視察旅行、研修会、奉仕作業などの活動をおこなっています。
- 女性部活動
経営者の奥様や女性による組織。各種研修会や地域への奉仕、教養講座などの活動をおこなっています。

経営相談

仕入、生産、販売、市場調査等についてのご相談や専門家による店舗診断、工場診断なども実施します。

- 創業支援
- 専門家派遣制度
- 各種補助金の申請支援
- 販路開拓支援
- 経営計画策定支援(経営革新計画等)

その他

- 労働保険
- 各種事務委託団体の運営支援

とうひ

東彼商工会

本所・川棚支所

〒859-3605 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷364-185 TEL 0956-82-2068 FAX 0956-83-2449

波佐見支所

〒859-3711 長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷2220-1 TEL 0956-85-2069 FAX 0956-85-2103

東彼杵支所

〒859-3807 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷483 TEL 0957-46-1700 FAX 0957-47-1173

<http://www.shokokai-nagasaki.or.jp/tohi/> E-mail: touhi@shokokai-nagasaki.or.jp



編集後記

「東彼杵町 暮らしの便利帳」は、東彼杵町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として東彼杵町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「東彼杵町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、東彼杵町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「東彼杵町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年3月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

東彼杵町 暮らしの便利帳

令和3年4月発行

発行

東彼杵町

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6

TEL.0957-46-1111

株式会社サイネックス

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵3-25-22

TEL.092-472-2217

広告販売

株式会社サイネックス 西九州支店

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8

TEL.0952-24-6550

※掲載している広告は、令和3年3月1日現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

東彼杵町 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料はご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら

わが街事典 電子書籍アプリ

検索





東彼杵町
暮らしの便利帳